

議案第 39 号

財産（動産）の取得について

次のとおり財産（動産）を取得するため売買契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び日野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

日野町長 埴 田 淳 一

記

- | | |
|----------|--|
| 1 購入物品 | 消防ポンプ自動車 1 台 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 一金 29,920,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 鳥取県倉吉市越中町 1740 番地 8
有限会社 岩谷ポンプ
代表取締役 福田 和章 |

財 産 取 得 概 要 書

取得物品 消防ポンプ自動車 1台
納入場所 日野町内の指示する場所
納入期限 令和8年3月25日
請 負 額 29,920,000円(消費税等を含む)
請負業者 鳥取県倉吉市越中町1740番地8
有限会社 岩谷ポンプ
代表取締役 福田 和章

契約内容 消防ポンプ自動車1台の購入

車両の仕様(主なもの)

1 車両

- (1) 型 式 CD-1型(日本消防検定 A-2級)
- (2) シャシー 4輪駆動マニュアルトランスミッション(低床/標準ルーフ)
- (3) 総排気量 3,999cc以上
- (4) 車体寸法 全長:5,580mm以下
全幅:1,890mm以下
全高:2,580mm以下
- (5) 車両重量 5,000kg未満
- (6) 乗車定員 6名

2 車体機装

- (1) ポンプ 車体シャシーに固定し設置(性能は、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令に基づくA-2級)
- (2) 給水口 車体左右に各1個
- (3) 中継口 車体左右に各1個
- (4) 放水口 車体左右に各2個
- (5) その他
 - ア 車体ポンプ室上部に資機材等を収納できるシャッター式収納ボックスを設ける。
 - イ 車体後部に昇降装置を設置し、小型動力ポンプ(現有品)を積載
 - ウ 車体最後部にホースを搬送するためのホースカーを設置
 - エ 車体左右に、車載無線装置に接続した無線送受話器及びスピーカー各1個ずつを専用ボックスに収納し取付

物 品 売 買 仮 契 約 書

発注者 日野町（以下「甲」という。）と、受注者 有限会社岩谷ポンプ（以下「乙」という。）とは、下記物品（以下「物品」という。）の売買について、次の条項により物品売買仮契約を締結する。

（物品）

第1条 甲が乙より購入する物品は、次のとおりとする。

品 名	数 量	規 格	付属品等
消防ポンプ自動車	1 台	別紙仕様書のとおり	別紙仕様書のとおり

（契約金額）

第2条 契約金額は、金29,920,000円とする。

（取引に係る消費税、地方消費税及びその他法定費用を含む）

（納入期限及び場所）

第3条 物品の納入期限及び場所は、次のとおりとする。

（1）納入期限 令和8年3月25日

（2）納入場所 甲の指示する場所（日野町内）

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除とする。

（検 収）

第5条 乙は、物品を甲の指定した場所に持ち込んだときはその旨を通知し、乙立会いのうえ甲の検査を受けなければならない。

2 乙は前項の検査に立ち会わない場合は、検査の結果について異議を申し立てることはできない。

3 甲の検査は、特別の理由のない限り通知のあった日から7日以内に完了するものとする。

（物品の引渡し）

第6条 乙は、物品が検収に合格したときは、当該物品を甲に引渡さなければならない。

（所有権の移転）

第7条 物品の所有権は、前条に基づき乙が当該物品を甲に引渡したとき移転するものとする。

2 前項の所有権の移転前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。

ただし、それが甲の重大な過失に基づくときはこの限りでない。

（物品の引換え）

第8条 第5条の検収の結果、不合格となった物品については、乙はこの契約の期間内又は甲の指定する期間内にこれを引換え、さらに同条の手続により検査を受けなければならない。

2 前項による物品の引換え及び検査に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(対価の支払)

第9条 甲は、物品の所有権移転完了後において、乙から正当な請求書を受領した日から30日以内に代金を乙に支払うものとする。

(委託および譲渡の禁止)

第10条 乙は、この契約によって生ずる債務の履行を第三者に委託し、又はこの契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡してはならない。

(納期の遅延)

第11条 乙が天災地変その他、真にやむを得ない原因のため、契約期間内に物品を納入することができないときは、甲は乙の申請により相当の期間延長を承認するものとする。

(履行遅延による違約金)

第12条 乙が前条の承認によらず完納しなかった場合は、甲は遅延日数1日につき、契約金額から即納部分に対する相当額を控除した額に対し年3.6パーセントの率により計算した額を違約金として乙から徴収するものとする。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 特別の理由なくして乙が期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき
- (2) 乙から契約解除の申し出があったとき
- (3) 契約の締結又は履行に関して、乙又はその代理人若しくは使用人に不正な行為があったとき
- (4) 正当な理由がなく甲の指揮監督に従わないとき
- (5) 甲の都合により契約を解除する必要性が生じたとき
- (6) 乙が破産の宣告を受け、又は居住不明になったとき
- (7) その他契約条項に違反したとき

(保証期間)

第14条 保証期間については、所有権移転の日から起算して1年間とする。ただし、保証書等で、1年を超える定めのあるものについては、その期間による。

2 前項の期間内において甲の責任に起因する損傷及び消耗以外で、製品の欠陥により起きた部品等の損傷・破損等については、すべて乙の負担において修理し、若しくは新品と取り替えるものとする。

(約定外の協議)

第15条 この契約で定めていない事項で、なお必要がある場合は、甲、乙協議してその都度定める。

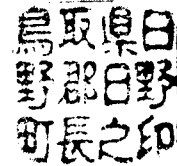
地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付し同意を得た日をもって本契約が成立したものとする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、両者、記名押印の上各自1通を保有する。

令和7年5月30日

甲 鳥取県日野郡日野町根雨101番地

日野町長 埴田 淳一



乙 鳥取県倉吉市越中町174

有限会社 岩谷ポンプ
代表取締役 福田

